

「介護サービス情報の公表」制度 について

和歌山県介護サービス指導課

【「介護サービス情報の公表」制度】

平成18年4月1日の介護保険法の改正に伴い、介護サービスの内容や運営状況に関する情報を公表することが義務付けられています。

この制度は、介護サービスの利用者等が公表したサービス事業者の情報を比較検討することにより、利用者等の主体的な事業者選択を可能にすることを目的としています。

【対象サービス(県所管分)】

- | | |
|---------------------|-------------|
| 1 訪問介護 | 12 介護老人福祉施設 |
| 2 訪問入浴介護(予防含む) | 13 介護老人保健施設 |
| 3 訪問看護(予防含む) | 14 介護医療院 |
| 4 訪問リハビリテーション(予防含む) | |
| 5 通所介護 | |
| 6 通所リハビリテーション(予防含む) | |
| 7 短期入所生活介護(予防含む) | |
| 8 短期入所療養介護(予防含む) | |
| 9 特定施設入居者生活介護(予防含む) | |
| 10 福祉用具貸与(予防含む) | |
| 11 特定福祉用具販売(予防含む) | |

【対象事業所】

1. 基準日（当該年4月1日）前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が**100万円を超える公表対象サービスの事業者**
⇒基本情報及び運営情報の報告が必要になります。
2. 基準日（当該年4月1日）以降に公表対象サービスの提供を**開始した事業者**
⇒基本情報の報告が必要になります。

【報告時期】

- ・県より対象事業所あてに依頼送付予定(12月頃)
- ・通知があった事業所においては、令和8年2月28日までご報告をお願いいたします。

【報告方法】

- ・「介護サービス情報報告システム」にログインし、
基本情報等を入力してください。
(パスワード等は依頼文に掲載)

＜介護サービス情報報告システム＞

URL: <https://www.kaigokensaku.jp/houkoku/30/>

【介護職員等処遇改善加算にかかる 情報公表について】

- ・処遇改善加算Ⅰ又はⅡの取得要件のひとつに、介護サービス情報公表システムで算定状況や職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を公表する「見える化要件」があります。
- ・処遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得している事業者は、当該システムの「事業所の特色」項目の「賃金改善以外で取り組んでいる処遇改善内容」欄で公表してください。

【財務状況の分かる書類の報告について】

- ・令和6年度より財務状況の分かる書類※の報告が義務となりました。

※貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書など

- ・「運営情報」の「財務諸表」にアップロードしてください。
- ・会計基準上、作成が求められていない等の事情がある場合は、資産や負債、収支の内容が分かる簡易な計算書類でも差し支えありません。